

令和4年度 業務マネジメント部会 における審議事項に関するご報告

令和5年1月13日 開催

■ 業務における多様な発注方式の活用について

- 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」について、近年の発注実績等を踏まえ、所要の見直しを実施。

【改正点①】

⇒ 技術的難易度以外の指標の設定、発注方式選定表の見直し。

【改正点②】

⇒ 賃上げの取り組み評価の追加、一括審査方式の導入。

【改正点③】

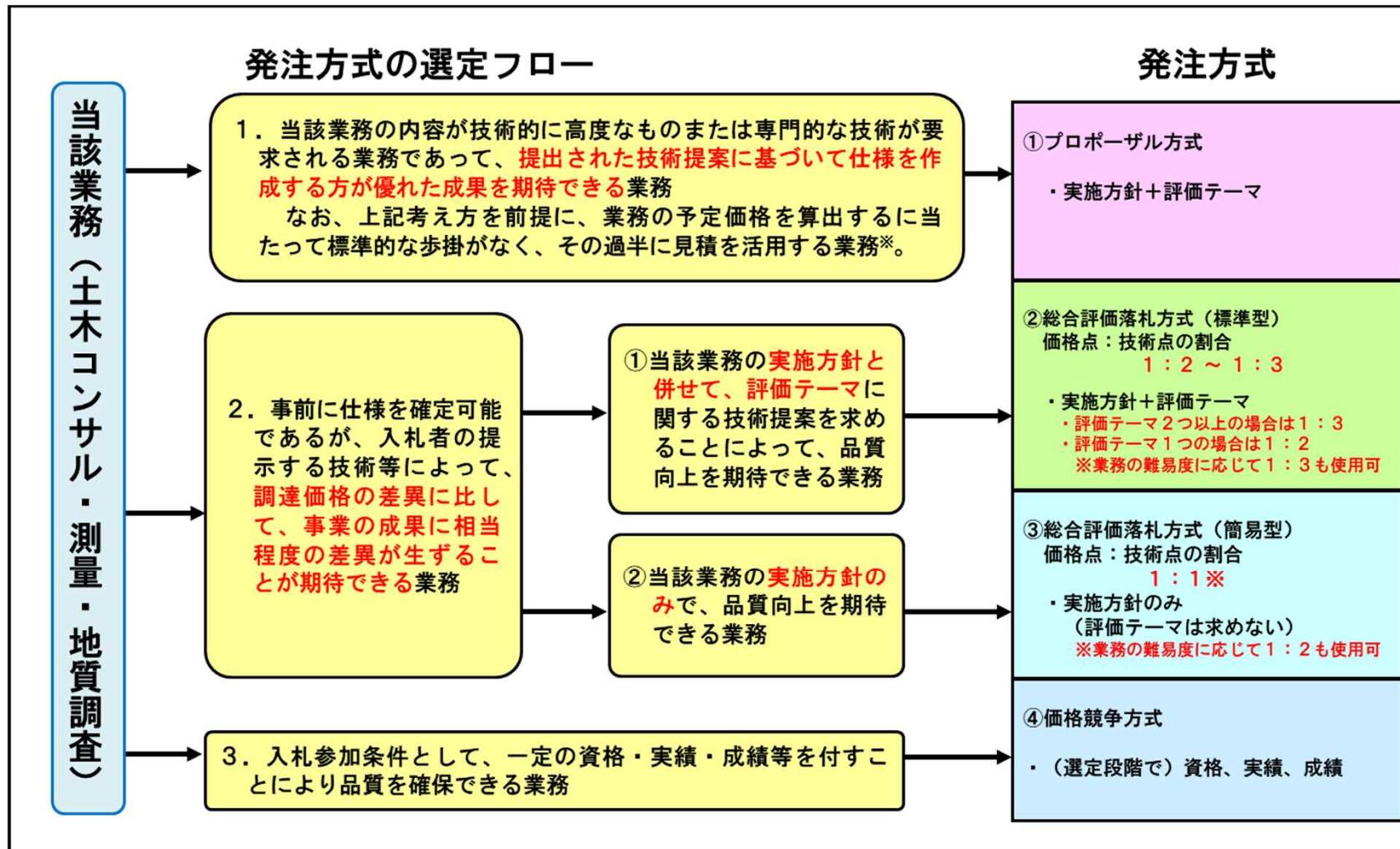
⇒ 多様な試行の検証、PDCAサイクルの考え方を明記。

【ご意見】

- ⇒ 見直しにあたっては、総合評価やプロポーザルがうまく使われているものについて、標準をそちらに変えていくのは良い。
- ⇒ 価格競争を残すかどうかは検討する必要がある。
- ⇒ 地質調査では、ボーリングオペレーターの高齢化が問題になっている。
若手育成の観点から、下請業者に若手が入れば、それを評価するような試行もあると良い。

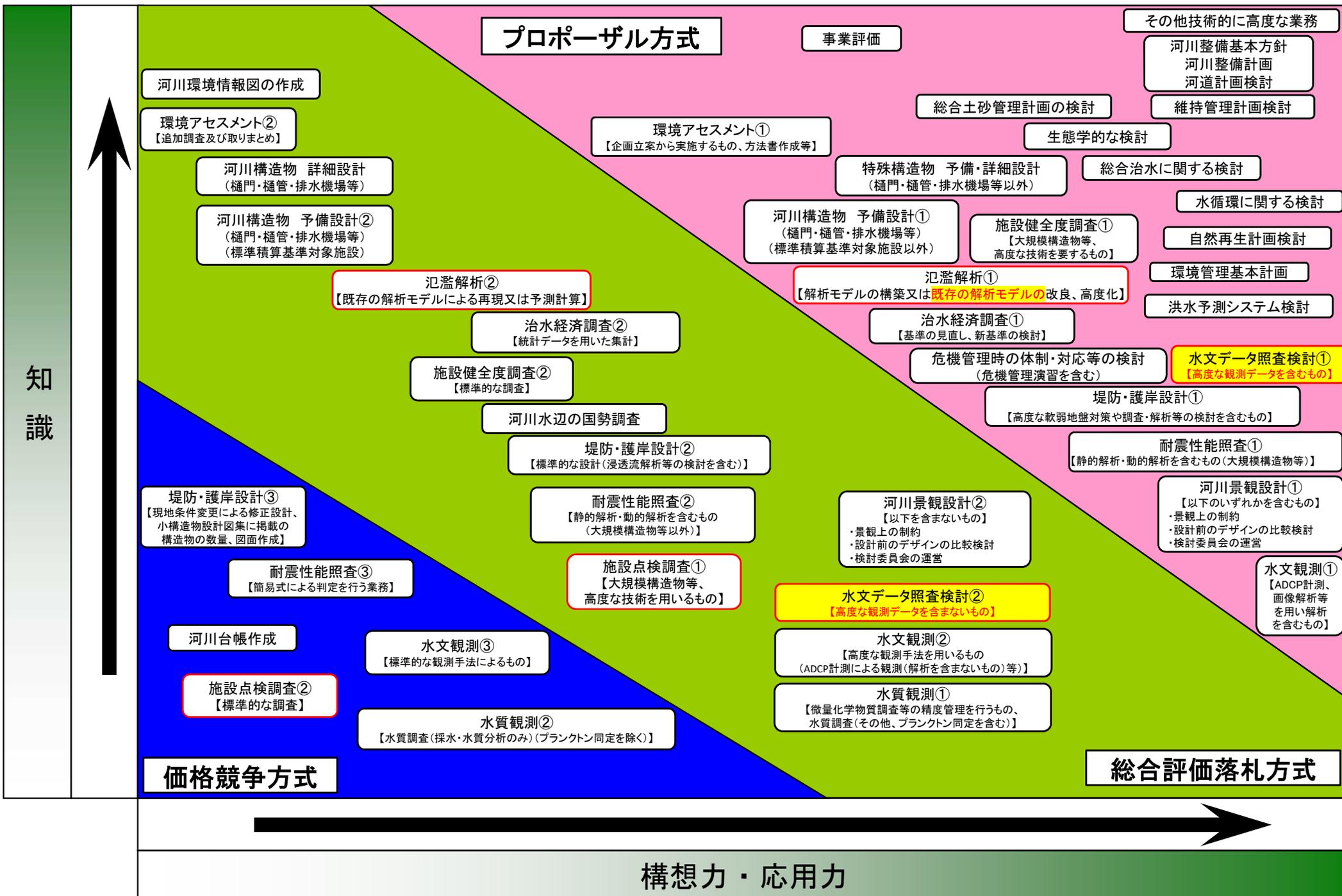
発注方式選定表の改定

方針1：発注方式選定表を参考として発注方式を選定する際の考え方について追記



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

※ 協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等、業務の特性を考慮の上、プロポーザル方式の選定も検討する。



■ 試行結果のまとめ

- 各試行の結果を分析したところ、概ね目的に沿う結果が得られ、成果品質も確保されるなど、有効性を確認。
- これらの試行の取り組みは事例集として情報共有を図るとともに、引き続き試行を行いながらPDCAを回し、対応方針について検討を行う。

試行目的	タイプ	効果の評価		対応方針
		試行の目的に対する効果	成果品質面	
働き方改革 (受発注者の負担軽減、事務手続きの効率化)	技術者評価重視型	・受注者側で約8割、発注者側で約7割が負担軽減効果を実感	・問題なし	試行の目的は概ね達成しており、成果品の品質も問題ない ↓ 引き続き試行を継続し、PDCAを回し改善
	技術提案簡素化型	・受注者側で約9割、発注者側で約6割が負担軽減効果を実感	・問題なし	
	同時提出型	・受注者側で約6割、発注者側で約5割が負担軽減効果を実感	・問題なし	
地域企業の育成	チャレンジ型	・新規参入の促進効果は限定的	・問題なし	
	地域貢献度評価型	・地域企業の参加・受注機会は増加	・問題なし	
	地域要件設定型	・地域企業の参加・受注機会は増加	・問題なし	
	実績評価緩和型	(試行の実施件数が少なく、評価できない)	(同左)	
若手技術者・女性技術者の育成	実績・資格評価緩和型	・受注者側の約5割が若手技術者を配置して参加。 ・若手技術者の配置に一定の効果がみられる	・問題なし	
	要件指定型	・受注者側の約8割が若手技術者を配置して参加。 ・若手技術者の配置に大きな効果がみられる	・問題なし	
	配置加点型	・受注者側の約8割が若手技術者を配置して参加。 ・若手技術者の配置に大きな効果がみられる	・問題なし	
	管理補助技術者評価型	・受注者側の約2割が若手技術者を配置して参加。 ・若手技術者の配置への効果は限定的	・問題なし	
その他(技術力・生産性・品質向上)	技術表彰評価型	・受注者側の技術力向上に一定の効果	・問題なし	

■ 各種試行に関するPDCAの考え方を追記

- 試行の効果の程度や、課題の有無を継続的にフォローアップし、試行の標準化、継続調査、見直し、廃止等のあり方を検討するPDCAサイクルを導入することをガイドラインに明記。
- 各地整等は、試行実施状況を踏まえた対応について、総合評価委員会等で対応を審議
- 本省は、各地方整備局等の試行実施状況をとりまとめ、業務・マネジメント部会に諮った上で標準化を判断。

【ガイドライン記載文】

これまでプロポーザル方式及び総合評価落札方式では、ガイドラインに掲載している標準的な手法による他、各地方整備局等において、地域や業務特性に応じ、働き方改革、担い手確保等を目的として、多様な試行に取り組んでいる。これらの試行については、その目的に照らし定期的に効果を検証し適宜見直しを行うPDCAサイクルに基づく検証を行いながら、標準的な手法への位置づけに向けて、引き続き、検討を行うものとする。

各地方整備局におけるPDCAに基づく検証については、1つの試行形式につき、5年ごとに行うことを基本としつつ、社会情勢や試行の実施件数等を考慮して各地方整備局ごとに計画的に実施するものとする。

本章では、地域の実情や業務内容に応じて試行的に評価方法を設定する際の考え方を記載するとともに、設定例を掲載している。

■ 事業促進PPPの運用改善

- 「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」について、近年の発注実績等を踏まえ、所要の見直しを行うことについて。

【改正点①】

⇒ 事業促進PPPを導入するフェーズや目的、内容に応じて5つのタイプを設定し、タイプ別に業務内容を設定できるように改善。

【改正点②】

⇒ 業務実施段階における業務内容の追加・変更に対応するため、受発注者協議の上、必要に応じて適正な設計変更を実施することを明記。

【改正点③】

⇒ 配置技術者に求められる能力を明記。

【ご意見】

- ⇒ 5つのタイプに分けることについて、もともとガイドラインの対象としていた事業促進PPPはそのままにして、それとは違う分類としてその他のものを位置付けるやり方もあるのではないかな。
- ⇒ 事業促進PPPという言葉は、どこかのタイミングで見直したほうが良いのではないかな。
- ⇒ 配置技術者に求められる能力に関して、地質を含めたリスクマネジメントの視点が重要。リスクマネジメントも明記してもよいのではないかな。